

入会のご案内

一般社団法人
東京都建築士事務所協会 入会案内

本会は昭和 23 年に社団法人東京建築代理士会として発足し、昭和 38 年に社団法人東京都建築士事務所協会となり活動を続けてきました。

平成 17 年の構造計算書偽装事件 再発防止のため建築士法の改正により本会は、

「設計・監理業務の適正化と建築主の利益保護を目的とした団体」として公的な法定団体として認められ再出発しました。

以来本会は法定講習の管理建築士講習、建築士の定期講習を行う他、建築主等からの苦情解決業務を法定団体として行っています。

東京都が推進する「緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業」に都と協定を結び積極的に協力する等、都や各区と連携し地域社会に貢献するべく都内 29 支部を拠点に展開しています。

尚、各都道府県の協会とその上部団体である日本建築士事務所協会（日事連）と連携して建築士事務所の社会的地位の向上を目指しています。

日事連では、建築三会（日事連、日本建築士会連合会、日本建築家協会）と協力して平成 26 年 6 月に建築士法の一部改正する法律が、関係国会議員の方々の協力により議員立法として成立し、平成 27 年 6 月 25 日より施行しました。

書面による契約締結の義務化、一括再委託の禁止、国土交通大臣の定める報酬基準による契約の努力義務化等、本会が目指した「設計監理業の確立」等の法律が整備されました。これを踏まえ国土交通省、東京都、都内各区、市町村が公共事業の発注に際し、この法定団体への加入がその条件になる事を推進する状況です。

まずは、法定団体 「一般社団法人東京都建築士事務所協会」へのご入会を心よりお待ちしております。

事務所協会の主な活動

1. 法定団体、事務所登録機関の事業 （事務所登録、業務報告、建築士講習）
2. セミナー、情報提供等の実施 （経営、法令講習、機関誌、HP 発信）
3. 業務支援 （国、都への要望、意見交換、法律相談）
4. 会員交流 （本部、支部懇談交流、建築事情視察、現場見学会）
5. 社会貢献 （各支部建築無料相談、耐震化、防災活動、ふれあいフェア）
6. 東京建築賞 （優秀な建築作品の表彰、環境、生活文化の向上）

